

## 帯広市グリーンプラザ広告掲出実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、帯広市グリーンプラザ広告掲出要領（平成30年2月1日制定。以下「要領」という。）の実施の細目について定めるものとする。

(広告掲出位置の指定等)

第2条 要領第2条第1項に規定する指定広告掲出位置及び同条第2項に規定する種類等は、次のとおりとする。

種類	規格	募集枠数	摘要
エレベーター広告（内部 B2縦ポスター）	B2版縦 H728mm×W515mm ※厚さ35mm	2	
階段壁面広告	B2版縦 H728mm×W515mm ※厚さ20mm	1	

2 掲出位置等は、別図のとおりとする。

(広告の募集の時期、方法等)

第3条 要領第5条及び第9条第2項の広告の募集の時期は、毎年2月とする。ただし、年度の途中で広告枠を新たに設置し、又は広告枠に空きが生じたときは、随時募集する。

2 要領第5条の広告の募集の方法は、広告掲出に関し必要な事項を市のホームページその他の広報媒体により周知するものとする。

3 広告の募集の単位は、4月から翌年3月までの期間において、1か月を単位とするものとし、最長で12か月までとする。

(広告掲出申込者が直接応募する場合の選定)

第4条 広告掲出申込者は、帯広市広告掲載基準（平成19年4月1日制定。以下「基準」という。）

第4条各号に該当しない者でなければならない。

2 広告掲出申込者は、次の書類を提出し、帯広市グリーンプラザ広告掲出に関する広告掲出者としての選定を受けなければならない。

- (1) 帯広市グリーンプラザ広告掲出申請書（別記様式第1号）
- (2) 帯広市グリーンプラザ広告掲出に係る税情報確認承諾書（別記様式第2号）又は市税完納証明書
- (3) 会社登記簿等の帯広市内に本支店を置いていることを示す書類
- (4) 行政財産使用許可申請書（別記様式第3号）
- (5) その他保健福祉部長が必要と認めた書類

(広告代理店の選定)

第5条 要領第8条第1項の広告代理店は、帯広市広告掲載基準（平成19年4月1日制定。以下「基準」という。）第4条各号に該当しない者のほか、次の要件を満たす広告代理店とする。

- (1) 北海道内に本支店を置き人員を配置している者
- (2) 帯広市の競争入札参加資格登録をしている者

2 要領に基づく広告掲出を取り扱おうとする広告代理店は、次の書類を提出し、帯広市グリーンプラザの広告掲出に関する取扱広告代理店としての選定を受けなければならない。

- (1) 帯広市グリーンプラザ広告掲出取扱広告代理店申請書（別記様式第4号）
- (2) 帯広市グリーンプラザ広告掲出に係る税情報確認承諾書（別記様式第2号）又は市税完納証明書
- (3) 会社登記簿等の広告事業を営むものであり、北海道に本支店を置いていることを証する書類
- (4) 行政財産使用許可申請書（別記様式第3号）
- (5) その他保健福祉部長が必要と認めた書類

3 広告掲出の選定は必要に応じて行うこととし、募集時期については市のホームページ等で周知する

ものとする。

4 取扱広告代理店に決定した広告代理店は、その決定通知又はその写しを携行し、広告募集の際、広告掲出を希望する企業等の求めに対し掲示できるようにするものとする。

(選定方法)

第6条 第4条第2項又は第5条第2項の規定に基づき書類の提出を受けた場合は、保健福祉部長が掲出の可否又は取扱広告代理店となることの可否を決定し、決定通知書（別記様式第5号又は第6号）によりその結果を当該掲出申請者に通知するものとする。

2 掲出申請者の数が募集枠数を上回った場合は、保健福祉部長が掲出者の選定又は掲出期間の調整等を行う。

(広告掲出料及び使用料)

第7条 エレベーター及び階段壁面における要領第12条第1項に規定する広告掲出料及び使用料の合計額は、1枠につき月額4,000円とする。

(広告掲出料を返還しない場合)

第8条 要領第16条第4項の規定による保健福祉部長が別に定める場合は、帯広市グリーンプラザの休館日（以下「休館日」という。）及び休館日以外の開館時間において次に掲げる理由によりエレベーターの運営を一時停止した場合（1か月単位につき2日以内の場合に限る。）とする。

(1) 機器の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(様式)

第9条 要領第20条の様式は、別記様式第1号から別記様式第6号までとする。

附 則

この細目は、平成30年2月1日から施行する。

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

別記様式第4号

別記様式第5号

別記様式第6号